

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
春日井市	中部・南部地区(南下原町、大泉寺町)	平成27年3月27日	令和3年3月8日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	62.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	31.0 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	22.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	13.3 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	1.95 ha

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

南下原町の水田を中心に中心経営体が引き受ける意向があるが、75才以上で後継者未定又は後継者について不明の農業者の耕作面積も多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
 大泉寺町の農地は、現在既に耕作放棄地が多く、耕作者の33%が75才以上であるが、5年後には耕作者の62%が75才以上と高齢化が進むため、新たな農地の受け手の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

南下原町の水田利用は、中心経営体である認定農業者等の5経営体を中心となって担い、畑利用については中心経営体である認定新規就農者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

大泉寺町の農地利用は、中心経営体である認定農業者等の6経営体を中心となって担い、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針
 水田については、将来の経営農地の集約化を目指し、中間管理機構を活用し、中心経営体への貸付けを進めていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針
 樹園地については、鳥獣被害場所を地域で情報共有することや侵入されにくい環境をつくるなど、鳥獣被害防止に取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
春日井市	西部地区(前並町)	平成27年3月27日	令和3年3月8日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	5.6 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	2.8 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	2.4 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.6 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	0.7 ha

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

現在は、耕作者の44%が75才以上であるが、5年後には耕作者の61%が75才以上と高齢化が進むため、新たな農地の受け手の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

前並町の水田利用は、中心経営体となりうる農業者はいないが、5～10年後にも現在耕作している農地を継続して耕作する意向の農業者が多い。将来的な高齢化を見据え、入作を希望する認定農業者の受入れを促進することにより対応していく。畑利用については農地所有者が担うほか、中心経営体である1経営体が担っていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針
 水田については、将来の経営農地の集約化を目指し、中間管理機構を活用し、地域の担い手への貸付けを進めていく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
春日井市	坂下地区(廻間町、坂下町5丁目、神屋町)	平成27年3月27日	令和3年3月8日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	81.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	40.5 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	28.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	20.9 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	3.0 ha

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

廻間町及び坂下町5丁目の水田を中心に中心経営体が引き受ける意向があるが、75才以上で後継者未定又は後継者について不明の農業者の耕作面積も多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
 神屋町の農地利用は、耕作者の37%が75才以上であるが、5年後には耕作者の62%が75才以上と高齢化が進むため、新たな農地の受け手の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

廻間町及び坂下町5丁目の水田利用は、中心経営体である認定農業者等の6経営体を中心となって担い、畑利用については入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

神屋町の農地利用は、中心経営体である7経営体を中心となって担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

鳥獣被害防止対策の取組方針
 鳥獣被害場所を地域で情報共有することや侵入されにくい環境をつくるなど、鳥獣被害防止に取り組む。

農地中間管理機構の活用方針
 水田については、将来の経営農地の集約化を目指し、中間管理機構を活用し、中心経営体への貸付けを進めていく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
春日井市	高蔵寺地区(玉野町、出川町、松本町、東神明町)	平成27年3月27日	令和3年3月8日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	43.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	22.1 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	19.4 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	10.5 ha
④地区内において今後中心経営体引き受け意向のある耕作面積の合計	9.52 ha
(備考) 地域の中心となる経営体: 玉野町農用地利用改善組合(オペレーター登録者29名、特別会員7名)	

- 注1: ③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

玉野町の水田を中心に中心経営体引き受け意向があるが、中心経営体(玉野町農用地利用改善組合)の構成員においても高齢化が進んでいる。
 出川町、松本町、東神明町の農地は、耕作者の51%が75才以上であるが、5年後には耕作者の65%が75才以上と高齢化が進むため、新たな農地の受け手の確保が必要。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

玉野町の農地利用は、中心経営体である4経営体が担い、特に玉野町農用地利用改善組合の若手の構成員に集約・集積化することにより対応していく。

出川町、松本町、東神明町の農地利用は、農地所有者や中心経営体である3経営体が中心となって担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

鳥獣被害防止対策の取組方針
 鳥獣被害場所を地域で情報共有することや侵入されにくい環境をつくるなど、鳥獣被害防止に取り組む。

農地中間管理機構の活用方針
 水田については、将来の経営農地の集約化を目指し、中間管理機構を活用し、中心経営体への貸付けを進めていく。